発刊に あたって

年末調整は、給与所得者に毎月の給与や賞与などを支払う際に源泉徴収した所得税・復興特別所得税の税額と、その年の給与の支払総額について納めなければならない本来の年税額とを比較して、その過不足(不一致)を精算する手続きです。

具体的には、その年の徴収税額との差額を徴収 または還付することになります。

会社の総務や経理担当者にとって1年間の源泉 徴収事務の締めくくりとなるものですから、ミス やモレがないように行ないたいものです。

この増刊特大号では、第1特集として、ことしの年末調整事務を的確かつ迅速に行なうためのポイントを、Q&Aや年末調整計算の具体例も含めて、わかりやすくまとめています。

また、第2特集として、毎月の給与や賞与計算における源泉徴収、社会保険料・労働保険料の控除や法定調書の書き方、さらには退職金に対する源泉徴収・特別徴収も取り上げています。

年末調整とそれに関連する前後の処理をスムーズに行なうために、有効に活用していただければ幸いです。

目次

給与事務担当者必携!

令和4年版 年末調整の進め方と 令和5年の 税務・保険事務の手引き

	◇ 発刊にあたって	3
第	1 特集	
2	令和4年版 年末調整の進め方	
	▶▶ 税理士・社会保険労務士	安田大
	◇ 絵で見る年末調整のやり方	10
13	ケナ=□±4の**1-1 1、フェバロびのリルロコ	
	年末調整の前提となる所得税の仕組み	12
4早	これだけ知ればできる年末調整完璧マニュアル	15
	1 年末調整はこんなときに行なう	15
	2 年末調整をするまでにこれだけの準備をする	
	3 年末調整の対象になる人とならない人を区分する	
	4 年末調整の対象になる給与の確認と集計を行なう	20
	5 扶養控除等申告書から控除額を求める	23
	6 基礎控除申告書から控除額を確認する	29
	7 配偶者控除等申告書から控除額を確認する	30
	8 保険料控除申告書から控除額を確認する	32
	9 住宅借入金等特別控除申告書から控除額を確認する	43
	10 給与所得控除後の給与等の金額と所得金額調整控除額を計算する	51
	11 年調年税額を計算する	51
	12 過不足額を精算する	53
3章	Q&Aでわかるこんなときの年末調整	59
	1 こんな人の年末調整はどうするか	59
	■ パートタイマー、アルバイト ■ 本年中途での退職者	

	本年中途での転職入社者 海外勤務からの帰国者 2か所以上からの給与受給者 非常勤役員	年の中途での海外勤務者外国人労働者年金受給者徴収猶予・還付を受けた人
2	こんな給与の集計はどうするか	62
0	スカウト料、就職支度金 年の中途で主たる給与に変わった場合 報酬の一部カット 認定賞与・課税漏れ給与 雇用保険の給付 休業補償金	■ 月末締め翌月払いの給与■ 役員賞与の未払分■ 各人別支給額決定前の役員賞与■ マネキンへの報酬■ 昨年までさかのぼったべ・ア差額■ 海外支店で支払った給与
3	所得金額調整控除を受けるには	66
•	所得金額調整控除申告書の提出省略 給与等の収入金額が850万円を超えるかどうかの判 給与等の収入金額が850万円を超えるかどうかが明	定 らかではない場合の所得金額調整控除申告書の提出
4	基礎控除を受けるには	68
•	合計所得金額が2,500万円を超える場合の基礎控除	の適用
5	配偶者控除、配偶者特別控除を受けるには	68
	本年中の離婚、再婚年の中途で受けた退職金配偶者の家賃収入生花やピアノ等の指導料収入年金等の受給生命保険の外交員の所得年末調整後の所得要件の異動年の中途で死亡した妻妻に内職収入がある場合の控除額	 □ 内縁の妻 □ 利子所得や配当所得、株式の売買譲渡益 □ 相続や贈与による配偶者の財産取得 □ 土地売却の譲渡所得 □ 外国人である配偶者 □ 海外勤務後の配偶者控除の所得要件 □ やむを得ない単身生活 □ 妻にパート収入がある場合の控除額
6	扶養控除を受けるには	75
	共働き夫婦の(控除対象)扶養親族の振り分け 留学中の子 離婚後に送金をしている子 事業専従者となっている子 海外に居住する配偶者の両親 同一敷地内の別棟に住む両親 単身赴任と同居老親等 親元を離れアルバイト収入のある子 遺族年金のある母親 配偶者控除から扶養控除への移し替え 年内に退院見込みのない父	 ● 年末調整実施後に生まれた子 ■ 再婚した妻の連れ子 ● 本年中に23歳になった子 ● 仕送りをしている両親 ● 年金収入のある両親 ● 老人ホーム等にいる70歳以上の両親 ● 単身赴任している場合 ● 父親を控除対象扶養親族にできる場合 ● 年の中途で死亡した母親 ● 土地の譲渡所得がある母親 ● 共働きの妻の母親
7	障害者控除、寡婦控除、ひとり親控除、勤労学	生控除を受けるには 82
0	療育手帳の所持者 年末に障害者手帳を交付申請中の人 いわゆる事実婚の場合の寡婦控除 通信教育生 夫婦共働きの場合	寝たきりの人未婚の場合のひとり親控除の適用ひとり親と寡婦判定のフローチャート本年中途まで学生であった人
8	生命保険料控除を受けるには・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	84
0	保険契約者と保険料支払者とが異なる場合 保険金受取人が離婚した妻である場合 ガン保険の掛捨て保険料 特約付き旧個人年金保険等の特約部分の保険料 支払った生命保険料の合計額の計算 複数の種類の保険料がある場合の剰余金の分配 平成23年12月31日以前に締結した保険契約への特約	保険金受取人が扶養親族でない場合年金受取人が本人または配偶者でない場合生存保険の保険料医療保険の保険料いわゆる組込型保険契約の保険料

	保険会社に積み立てた契約者面会社負担の掛捨て保険料割引がある場合払込証明書の不備	□ 本年中途で解約した保険の払込保険■ 住宅ローンに含まれる生命保険料■ 端数の処理■ 証明書の添付のない保険料控除申告	
	9 地震保険料控除を受けるには	ţ	90
	● 貸家に掛けた地震保険● 旧長期損害保険契約に附帯する● 損害保険契約が2以上ある場合	■ 臨時費用特約等のある地震保険5 地震保険■ 旧長期損害保険契約の変更	
	10 社会保険料控除、小規模企業	美共済等掛金控除を受けるには	91
	居住者でない期間の社会保険料介護保険の保険料後期高齢者医療制度の保険料配偶者の確定拠出年金の掛金	■ 配偶者が結婚前に納付した社会保険 ■ 年金から控除された介護保険料 ■ 確定拠出年金の掛金 ■ 2年分前納した国民年金保険料	料
	11 住宅借入金等特別控除を受け	けるには ······	95
	● 住宅借入金等特別控除を受けら● 借入金が連帯債務となっている● 転勤により居住しなくなり、その● 年末調整に間に合わない残高記● 控除証明書の添付のない申告書	の後、再度、居住した場合 E明書 ■ 居住用財産の買換え特例を適用した:	場合
		- 情算、納付の仕方 ······	97
	本年最後に支払う給与の税額超過額が12月分の徴収税額をよ納付後に発見した過大納付配偶者の年間所得見積額の異動	■ 納期の特例の適用と過納額の還付	
4章		57 イントと年調計算の具体例	103
	設例 1 本年最後に支払う給与にご	ついての税額計算を省略して年末調整を行なう場合	105
		ついての税額計算をしたうえで年末調整を行なう場合	
		ついての税額計算を省略して年末調整を行なう場合	
		ついての税額計算をしたうえで年末調整を行なう場合	
		給与の税額計算を省略して年末調整を行なう場合	
	◇付表		
	配偶者控除及び配偶者特別控除	の控除額の早見表	101
		害者等の控除額の合計額の早見表	
	■ 年末調整等のための給与所得控	除後の給与等の金額の表(給与所得の金額算出表)	116

令和5年の税務・保険事務の手引き

	1月提出の法定調書の書き方Q&A	126
	▶▶ 税理士 ‡	2川知明
	Ⅰ 1月に作成が義務づけられている所得税・住民税関連の法定調書の範囲	126
	Ⅱ 給与所得の源泉徴収票(給与支払報告書)の記載・提出	126
	Ⅲ 退職所得の源泉徴収票・特別徴収票の記載・提出	130
	Ⅳ 報酬・料金等の支払調書の記載・提出	130
	V 合計表の記載・提出	132
2章	 毎月の給与と賞与からの源泉徴収事務	135
	▶ 税理士・社会保険労務士	安田大
	Ⅰ 源泉徴収の準備事務	- •
	■ 毎月の給与からの源泉徴収事務	
	Ⅲ 賞与からの源泉徴収事務 ····································	
	IV 源泉徴収税額の納付事務	
	V 源泉徴収事務Q&A	
3章	毎月の給与と賞与からの社会保険料の徴収事務	157
	●● 税理士・社会保険労務士	
	Ⅰ 保険料の控除	
	Ⅱ 社会保険の被保険者と健康保険の被扶養者	
	Ⅲ 給与からの健康保険料の控除・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	IV 給与からの厚生年金保険料の控除 ····································	
	V 標準報酬月額	
	VI 標準報酬月額の算定 ····································	
	₩ 賞与からの社会保険料の控除 ····································	
	W 社会保険料の納付 ····································	
4章	毎月の給与と賞与からの労働保険料の徴収と保険料申告事務	176
	▶ 税理士・社会保険労務士	
	I 給与と賞与からの雇用保険料の控除	- •
	Ⅱ 労働保険の年度更新手続き	
	■ 分園体院の午度更初子祝さ■ 労働保険料の算定	
	IV 増加概算保険料の申告・納付 ····································	
	V 労働保険料の還付	
5音 -		
	退職金に対する源泉徴収・特別徴収事務	183
	▶▶ 税理士・社会保険労務士 ▼ 所得税(復興特別所得税)の源泉徴収	- •

Ⅱ 住民税の特別徴収	183
Ⅲ 使用人としての退職金と役員退職金を支給する場合	186
Ⅳ 同じ年に2か所以上から退職金の支払いがあるとき	186
Ⅴ 源泉徴収票の作成・交付	187
Ⅵ 死亡退職金	187
Ⅷ 退職した場合の住民税の特別徴収の取扱い	188
Ⅷ 退職所得の範囲	188
<i>↑</i>	
◇付表	
◇ 竹衣● 労災保険率表 ····································	
	190
■ 労災保険率表	190
労災保険率表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	190 192 193
 労災保険率表 厚生年金保険の保険料額表 給与所得の源泉徴収税額表(月額表) 給与所得の源泉徴収税額表(日額表) 賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表 	
労災保険率表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
 労災保険率表 厚生年金保険の保険料額表 給与所得の源泉徴収税額表(月額表) 給与所得の源泉徴収税額表(日額表) 賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表 	

付録

令和4年分 給与所得者の確定申告のポイント

▶ 税理士 北川知明



こんな人は所得税の確定申告が必要

208

- 1 確定申告をしなければならない場合
- 2 確定申告を納税者の任意としている場合
- 3 非課税所得にはどんなものがあるか



令和4年分の確定申告はここがポイント

212

- 1 令和3年分とはここが違う
- 2 所得税の確定申告書の提出と納税
- 3 贈与税の特例のあらましと確定申告



ケース別 こんな人の確定申告はこうする

216

※本書の内容は、原則として、令和4年10月1日現在の所得税法等関係法令の規定に基づいています。

安田 大(やすだ だい)

第1特集/第2特集2~5章執筆

平成5年に税理士・社会保険労務士登録。現在、あすか会計事務所代表。セミナー講師や書籍、雑誌等への執筆でも活躍中。主な著書に『税金のキモが2時間でわかる本』「小さな会社の総務・経理の仕事ができる本」「税理士「最短最速」合格法」「図解でわかる減価償却のしくみ」(日本実業出版社)などがある。

北川 知明(きたがわ ともあき) 第2特集1章 付録執筆

1998年横浜市立大学商学部経営学科卒業。2003年税理士登録。2014年に会計事務所を退職、北川税理士事務所開設。自計化支援のステージから、上場後のさらなる発展段階のステージまで、企業の成長とともに各ステージのニーズに応じたサービス提供に定評がある。

http://www.zeikinkaikei.com/

◆表紙=水野敬一 カット・本文DTP = ダーツ